

新型コロナウイルス感染症 相談窓口



左記の条件に当てはまる人は、24時間対応の「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

※最新の流行地域は、ホームページをご確認ください。



☎ 帰国者・接触者相談センター

☎ 055・920・2082 (平日午前8時30分～午後5時15分)

☎ 090・3309・6707 (土日祝日を含む上記以外の時間帯※ 24時間対応)

三島市からの情報発信など



新型コロナウイルス感染症に関する情報は、市ホームページをはじめ、三島市公式LINE、みしまるホットメール(市民メール)でも配信しています。この機会にぜひ登録をお願いします。

ホームページ



市の新型コロナウイルス感染症に関する情報は、すべてホームページに公開します。イベントの開催状況、市の施設の休館情報など、随時、更新してまいりますのでご確認ください。

三島市公式LINE



毎週金曜日の夕方に、情報発信を行っています。また、緊急性の高い情報は随時、発信します。上記のQRコードから友達登録をお願いします。

みしまるホットメール



市民の皆さまに緊急性の高い情報がありましたら、随時、携帯やパソコンにメールでお届けします。登録はQRコードから空メールを送信してください。

同報無線放送

当面の間、毎日午後4時30分頃に、「不要不急の外出自粛」のお願いを放送しています。また、緊急性の高い情報は随時、放送します。

静岡県内の発生状況(県ホームページ)

県内の発生状況を確認できます。





中小企業の皆さまへ・市民の皆さまへ 各種支援制度について

経営や資金繰りが悪化している中小企業の皆さまへ

制度名	対象	制度の概要(融資金額等)	問合せ・申込み
①新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来した事業者	中小事業3億円、国民事業6000万円 【金利】当初3年間基準金利▲0.9% 【利下げ限度額】中小事業1億円、国民事業3000万円	㈱日本政策金融公庫沼津支店 ☎931・5281 【問合せ】三島商工会議所 ☎975・4441
②小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス感染症対策マル経融資)	直近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者。商工会議所による事前の経営指導や商工会議所の長の推薦が必要。	別枠1000万円 【金利】経営改善利率1.21%(令和2年4月1日時点)より当初3年間、▲0.9%引下げ	三島商工会議所 ☎975・4441
【上記①、②の利子補給】 対象者の要件や上限額などの詳細については、三島商工会議所までお問合せください			
③M-ステによる専門家派遣	M-ステでの経営相談によって専門家派遣が必要と判断された市内事業者 【費用】無料(事業者負担なし)		
④持続化給付金(実施予定)	事業収入が前年同月比50%以上減少した事業者	中小・小規模事業者等(フリーランス含む)に対し、給付金を支給。 法人:上限200万円以内 個人事業主:上限100万円以内	中小企業 金融・給付金相談窓口 ☎0570・783183

※上記の表以外の支援制度や経営でお困りの方は、三島商工会議所 ☎975・4441 までご相談ください

市民の皆さまへ

制度名	対象	制度の概要(支給金額・条件等)	問合せ先
住居確保給付金事業	離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある人	収入要件、資産要件、就職活動要件など一定の要件を満たす場合、賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等へ代理納付	三島市生活支援センター ☎973・3450
市税における猶予制度	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける個人、事業者	納税の猶予、分割納付、延滞金減免	市税収納課 ☎983・2629
生活福祉資金貸付制度(特例措置) [緊急小口資金]	休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	【貸付上限額】 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合:20万円以内 その他の場合:10万円以内	三島市社会福祉協議会 ☎972・3221
生活福祉資金貸付制度(特例措置) [総合支援資金(生活支援費)] ※原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となるほか、各種要件あり	収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯(主に失業された方)	【貸付上限額】 2人以上:月20万円以内 単身:月15万円以内 【貸付期間】 原則3カ月以内	
食糧支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響で生活が苦しくなった人	1回14日分の食糧を無償配布(2020年6月末まで)	
特別定額給付金【仮称】(実施予定)	国から詳細が示され、市における窓口や手続きが決まり次第、市ホームページ、市民メール、公式LINEなどでご案内します。		政策企画課 ☎983・2616
子育て世帯への臨時特別給付金(実施予定)	児童手当(本則給付)を受給する世帯	令和2年4月分の対象となる児童(3月分の対象となる児童含む) 1人につき1万円を支給	子育て支援課 ☎983・2712

※上記の表は、4月21日時点の情報をもとに作成しています。追加の支援策が決定した場合には、市ホームページ、市民メール、公式LINEなどでお知らせします。